4.4.2 動力伝達装置 4.4.3 走行装置 4.4.4 操縦装置 4.4.5 制動装置	(1) 上部旋回体			別表第１の「1.3 上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) 下部走行体（クローラ式のものに限る。）			別表第１の「1.4 下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(3) 下部走行体（トラック式のものに限る。）			別表第１の「1.5 下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(4) 下部走行体（ホイール式のものに限る。）			別表第１の「1.6 下部走行体（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.4.6 作業装置	(1) 振動パイルハンマー	a 緩衝機	イ ハンガー	亀裂及び損傷の有無を調べる。	亀裂及び著しい損傷がないこと。
			ロ シャックル及びシャックルピン	① 亀裂の有無及び摩耗量を調べる。	① 亀裂がなく、かつ、摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
				② シャックル止め及び軸止め金具の緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。
			ハ シャフト及びブシュ	摩耗の有無を調べる。	著しい摩耗がないこと。
			ニ スプリング	① コイルスプリングの亀裂の有無を調べる。	① 亀裂がないこと。
				② ハンマーをつらない状態で、主スプリングのへたりの有無を調べる。	② 著しいへたりがないこと。
				③ ハンマーをつった状態で、補助スプリングのへたりの有無を調べる。	③ 著しいへたりがないこと。
				④ クッションゴム及びストップゴムの亀裂、劣化及び脱落の有無を調べる。	④ 亀裂、劣化及び脱落がないこと。
		b 電動機		別表第１の「1.1.2 電動機」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		c 起振機		① 無負荷状態で作動させ、異音の有無を調べる。	① 異音がないこと。
				② 亀裂及び変形の有無を調べる。	② 亀裂及び著しい変形がないこと。
				③ ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 緩み及び脱落がないこと。
				④ つり環の摩耗の有無を調べる。	④ 著しい摩耗がないこと。
				⑤ ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	⑤ 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
				⑥ ケースからの油漏れの有無を調べる。	⑥ 油漏れがないこと。
		d チャック	イ チャック歯	① 摩耗の有無を調べる。	① 著しい摩耗がないこと。
				② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。
			ロ チャック	作動させて連動機構部のがた及びかみ合い状態を調べる。	著しいがたがなく、かつ、かみ合いが適正であること。
			ハ 配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ニ 油圧シリンダー	別表第１の「1.2 油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
			ホ 逆止め弁（パイロットチェック弁を含む。）	① チャックを作動させ、作動の適否を調べる。	① 正常に作動すること。
				② 本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	② 油漏れがないこと。
				③ 取付け状態を調べる。	③ 取付け状態が適正であること。
		e 油圧パワーユニット		① チャックを作動させ、作動の適否を調べる。	① 正常に作動すること。
				② 作動油の量及び汚れの有無を調べる。	② 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
				③ 原動機及び各油圧機器からの油漏れの有無を調べる。	③ 油漏れがないこと。
	(2) ジブ			別表第１の「1.7 ジブ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(3) リーダー			別表第１の「1.8 リーダー」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(4) ワイヤロープ			別表第１の「1.9 ワイヤロープ」の検査方法及び判定基準を適用すること。	